

■ 委員長報告概要 ■

	令和 8 年 5 月 臨時会
	総務文教常任委員会
議 案 件 名	承認第 2 号 山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について
概 要	地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴う所要の改正を行うために直ちに条例を改正して施行する必要があるため、令和 8 年 3 月 31 日に専決処分を行ったもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<ul style="list-style-type: none"> * 市民税関係については、主に、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の適用期限延長に伴う所要の改正である。なお、令和 7 年度においては 5 件の適用実績があった。 * 軽自動車税関係については、主に、軽自動車税環境性能割が廃止されたことに伴う所要の改正である。令和 8 年度の減収分は 1,000 万円と想定しているが、減額分は地方特例交付金として全額補填される。 * 固定資産税関係については、主に、減税措置の対象となる建築物の範囲が「特別特定建築物」に拡大されたことに伴う所要の改正である。なお、現在、本市には特別特定建築物は存在しない。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で承認

議 案 件 名	承認第 3 号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
概 要	承認第 2 号と同様の理由で、同日に専決処分を行ったもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	* 主に、減税措置の対象となる建築物の範囲が「特別特定建築物」に拡大されたことに伴う所要の改正である。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で承認

■委員長報告概要■

	令和 8 年 5 月 臨時会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 37 号 令和 8 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	今回の補正は、令和 7 年度の決算見込みにおいて、歳入が歳出に対して不足するため、令和 8 年度の歳入を繰り上げて、これに充用しようとするもので、歳入歳出にそれぞれ 5 億 2,000 万円を追加し、予算総額を 304 億 8,405 万 9,000 円とするもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<ul style="list-style-type: none"> *決算見込みによる不足額は約 4 億 8,000 万円であるが、払い漏れなどの費用を見込んで繰上充用を 5 億 2,000 万円としている。 *売上げが順調に伸びているため、令和 11 年度には繰上充用の必要がなくなると推測している。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決